第１章　計画の策定にあたって

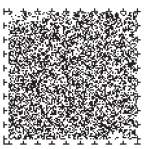

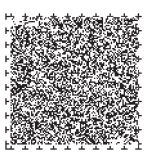

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

我が国においては、平成１７年に障害者自立支援法が成立し、支援費制度の対象外であった精神障害者も加わり、制度格差が解消されるとともに、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。平成２５年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」に改正され、障害者の範囲に難病等が追加されるとともに、障害支援区分の新設等が盛り込まれました。

一方、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准を目指し、国内法の整備等が進められ、平成２３年には障害者基本法の改正、平成２５年には「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律（以下、障害者差別解消法という）」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法という）」の改正が行われました。これらの法制度整備等を踏まえ、平成２６年１月に同条約が批准されました。

平成２８年には障害者総合支援法と児童福祉法が改正され、障害のある人が自ら望む地域生活を送ることができるよう、生活と就労に関する支援の充実や、障害のある児童の支援の充実が図られています。また、この改正により平成３０年４月から障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

本区では平成１６年３月に障害者基本法に基づき、「台東区障害者福祉計画（推進５か年プラン）」を策定し、平成１９年３月には障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づき、「第１期台東区障害福祉計画」を策定しました。平成２１年度からはこの２つの計画を一体的なものとした「台東区障害福祉計画」を３年ごとに策定し、施策を実施してまいりました。さらに、平成３０年度の「第５期台東区障害福祉計画」からは、児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画を含めて策定し、施策を推進しています。

令和２年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、区民生活と区内経済は極

めて深刻な影響を受けておりますが、障害福祉サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものです。

そのため、「第６期台東区障害福祉計画」においても、障害福祉サービス等を着実に推進するために必要な取り組みや事業量を設定いたしました。

引き続き、感染拡大の動向や社会情勢の変化を注視し、計画期間中にも必要に応じて取り組みの実施方法や計画事業量の見直しを図るなど、弾力的、効果的な運用を図ってまいります。

２　障害者支援に関する近年の国の政策動向について

（１）国の基本計画

第４次障害者基本計画（平成３０年度～令和４年度）

＜基本理念＞

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

＜各論の主な内容＞

１．安全・安心な生活環境の整備

●住環境の整備　●移動しやすい環境整備　●障害者に配慮したまちづくり推進

２．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

●障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及

●意思疎通支援の人材育成やサービス利用促進

３．防災、防犯等の推進

●災害発生時の障害特性に配慮した支援　●防犯対策・消費トラブル防止推進

４．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

●障害者差別の解消　●障害者虐待の防止、障害者の権利擁護

５．自立した生活の支援・意思決定支援の推進

●本人の決定を尊重する意思決定支援　●相談支援体制の構築

●地域生活移行支援　●障害のある子供への支援充実

●身体障害者補助犬の普及促進　●福祉用具等の普及促進
●障害福祉サービスの質の向上、人材育成・確保

6．保健・医療の推進
●精神障害者の早期退院と地域移行　●地域医療体制の充実
●研究開発等の推進

7．行政等における配慮の充実
●司法手続や選挙における合理的配慮の提供
●アクセシビリティに配慮した行政情報の提供

8．雇用・就業、経済的自立の支援
●総合的な就労支援　●多様な就業機会の確保

9．教育の振興
●誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組み整備　●障害のある学生の支援
●多様な学習活動の充実

10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
●障害者の芸術文化活動への参加
●障害者スポーツの普及及びアスリート育成強化

11．国際社会での協力・連携の推進
●国際的協調の下での障害者施策推進　●障害者の国際交流の推進

（２）関係法の動向

①　関連法の制定・改正

ア　社会福祉法の一部改正（平成３０年）

・地域共生社会の実現に向けて、地域課題の解決力、地域のつながり及び地域を基盤とする包括的支援の強化を図るため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により改正された。

イ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）の一部改正（平成３０年）（令和２年）

・共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる
・また、同法については令和２年にも改正され、公立小・中学校の整備や大規模改築時のバリアフリー整備の義務化等が盛り込まれた。

ウ　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成３０年）

・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売･発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞･参加･創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

エ　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成３０年）

・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた。

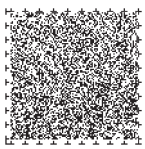

オ　障害者雇用促進法の一部改正（令和元年）

・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた。

カ　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

（3）障害福祉計画の見直しの動向

基本指針の見直しの主なポイント

本計画にあたっては、国から障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画策定の基本指針が示されています。

ア　地域における生活の維持及び継続の推進
イ　福祉施設から一般就労への移行等
ウ　「地域共生社会」の実現に向けた取組
エ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
オ　発達障害者等支援の一層の充実
カ　障害児通所支援等の地域支援体制の整備
キ　相談支援体制の充実・強化等
ク　障害者の社会参加を支える取組
ケ　障害福祉サービス等の質の向上
コ　障害福祉人材の確保

3　計画の位置づけと各種計画との関係

本計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」、障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」（第６期）及び児童福祉法で定める「市町村障害児福祉計画」（第２期）に相当し、これらを一体的なものとして策定します。

また、本計画は、「台東区基本構想」、「台東区長期総合計画」を踏まえるとともに、「行政計画」等の諸計画と調和・連携する計画とします。

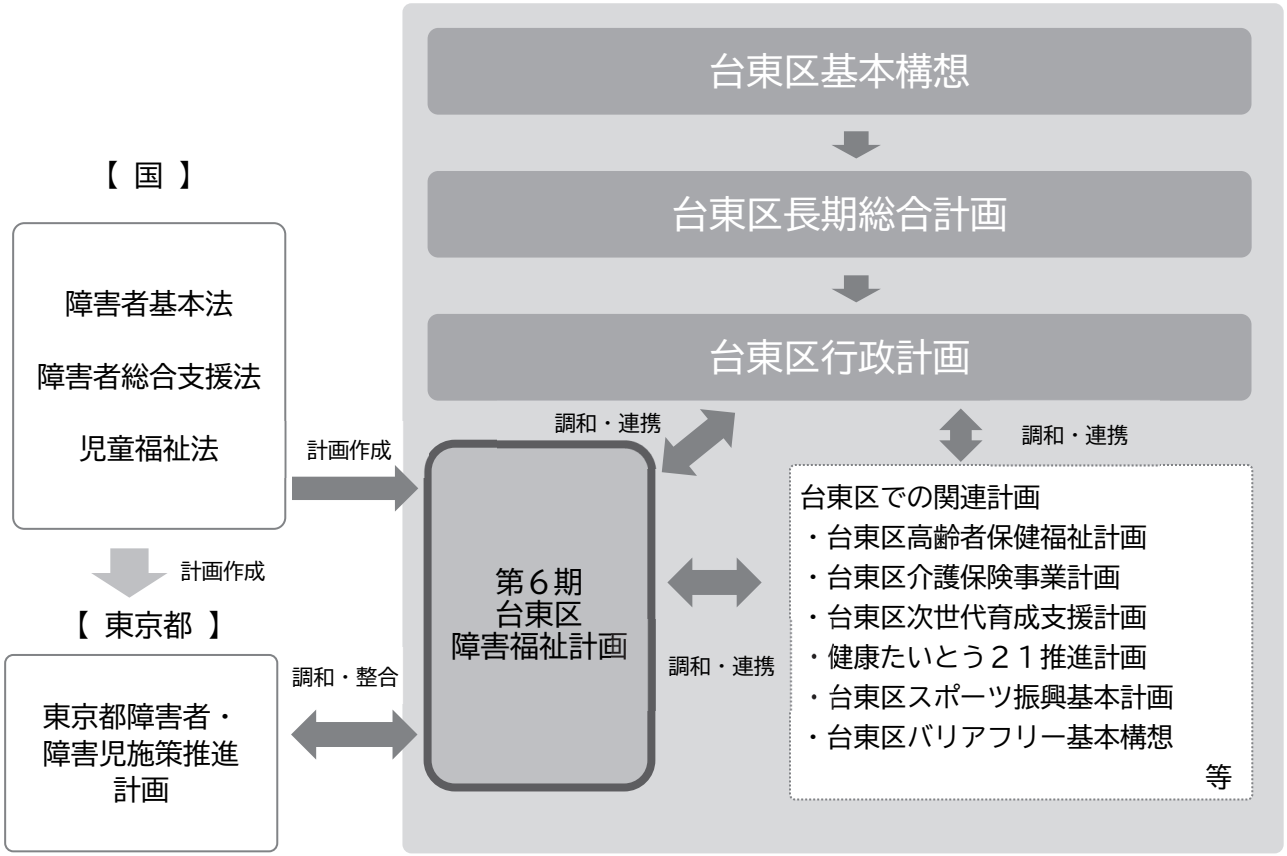

4　計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画にかかる国の「指針」に基づき、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第５期台東区障害福祉計画			第６期台東区障害福祉計画		

5　計画の策定体制

本区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、広く区民や関係者等から意見を聴取しています。推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成されており、本計画の策定にあたっても、推進協議会での議論を中心に策定を進めました。

また、多岐にわたる障害者分野の課題を検討するため、推進協議会の作業部会として、「当事者検討チーム」と「庁内検討会」を設置するとともに、「台東区障害者地域自立支援協議会」からも意見を聴取しています。

加えて、推進協議会への公募委員としての参画や、令和元年度に障害者実態調査、令和２年度に本計画案に対するパブリックコメントを実施するなど、地域の方々からのご意見を伺いながら、検討・審議を行いました。

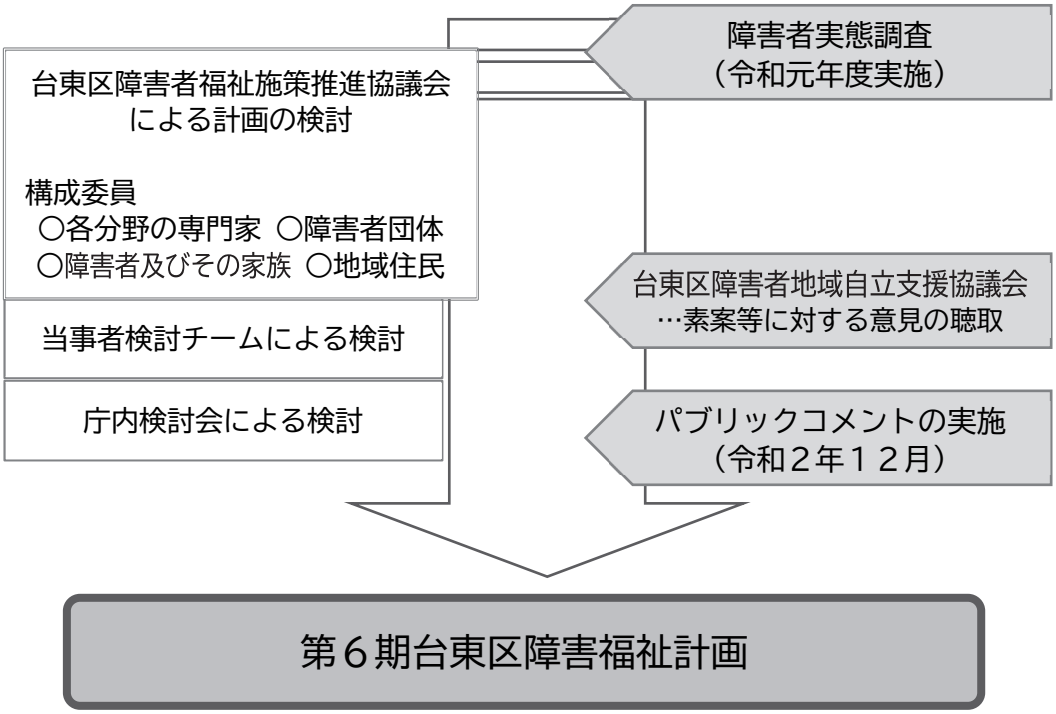

６　「成果目標」と「活動指標」について

本計画においては、計画の実効性をより高めるため、「成果目標」と「活動指標」を掲げます。

〇成果目標

本計画において成果目標とは、ある目的がどの程度達成されたかを測るものとします。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

〇活動指標

本計画において活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容とします。国は、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。

７　ＳＤＧｓの達成に向けて

平成２７年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、２０３０年を期限とする「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が位置付けられました。

ＳＤＧｓでは、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など１７の目標と、具体的に達成すべき１６９のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その達成に向けて「あらゆる人々が活躍する社会の実現」等の特に注力すべき８つの優先課題を定め、具体的な施策である「ダイバーシティ・バリアフリーの推進」の中で「心のバリアフリー」の推進や、工賃向上計画支援等事業の実施等が示されています。

本区においても、本計画にこれらに関連する取り組みを定め、計画の着実な推進を図ることで、ＳＤＧｓの達成につなげていきます。

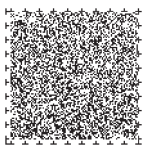

8　第５期台東区障害福祉計画における主要な成果
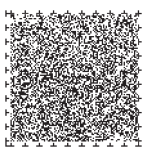
基本目標	重点課題	項　目	令和２年度末までの目標	達成状況
地域生活支援の充実	相談支援の充実	地域生活支援拠点の整備	実施	地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型として令和２年度末に整備
	在宅サービスの充実	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の実施	実施	平成３０年度より事業開始 利用登録者数、利用回数は増加
	権利擁護の推進	障害者差別解消法の周知・啓発	推進	講習会やセミナー等で事業者へ周知するとともに、区内イベント等にて区民へ周知・啓発を実施
障害児に対する支援の充実	障害児支援の提供体制の充実	医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置	実施	令和元年度に庁内連絡会を設置 連携体制の強化のため引き続き委員構成等を検討
	発達障害児の支援体制の充実	巡回訪問の充実	充実	前計画期間と比べ、実施人数及び訪問回数を増やし充実 平成３０年度　151 件　333 人 令和　元年度　174 件　315 人 令和　２年度　100 件　200 人（見込）
		特別支援教室の実施	実施	平成２９年度に区立全小学校で実施 令和　２年度に区立全中学校で実施
就労支援の充実	障害者の雇用･就労支援体制の整備	一般就労者交流会の充実	各年度３回	平成３０年度　３回開催 令和　元年度　２回開催 令和　２年度　１回開催（見込）
暮らしを支える環境の確保	居住環境の整備、日中活動の場の整備	身体障害者グループホーム等の整備	１か所整備（累計３か所）	未整備 令和２年度より重度身体障害者グループホームを整備・運営する事業者に対する助成制度を設け、整備を促進
		知的障害者グループホームの整備	４か所整備（累計 15 か所）	平成３０年度２か所整備 令和　元年度２か所整備 令和　２年度２か所整備（計６か所）
		生活介護施設の整備	２か所整備（累計７か所）	平成３０年度１か所整備 令和　２年度１か所整備（計２か所）
	マンパワー（福祉人材）の育成・確保	知的障害者ガイドヘルパーの養成	各年度 30 人	平成３０年度２０人 令和　元年度２３人 令和　２年度１４人（見込）
		手話通訳者の養成	各年度２人（累計 27 人）	平成３０年度２人 令和　元年度０人 令和　２年度２人（見込）
	防災・安全・バリアフリーのまちづくり	避難行動要支援者にかかる個別計画の作成	推進	・避難行動要支援者名簿の作成（年２回作成・更新） ・令和元年度個別支援計画モデル実施
	こころのバリアフリーの推進	音声による道案内事業	実施	平成３０年度新規６か所 令和　元年度新規８か所 令和　２年度新規６か所（見込）